



11月は 児童虐待防止推進月間です

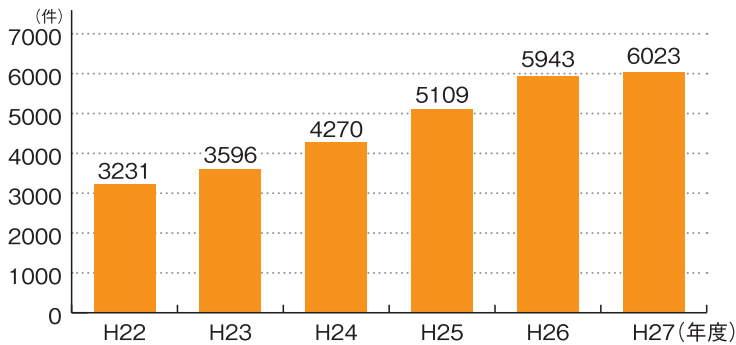
問 市こども家庭相談室(山東庁舎こども家庭課内) ☎55-8123 FAX 55-4040

滋賀県内の児童虐待に関する相談件数は年々増加し、平成27年度の相談件数は6023件で、前年度と比べて80件増加しています。

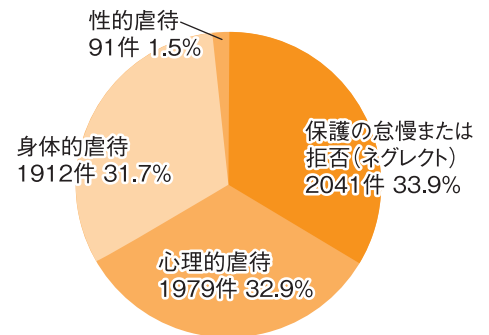
児童虐待相談件数増加の背景には、経済的な問題や社会的孤立の問題など複数の要因が複雑に絡み合っていることが多い状況にあります。

市でも現在、100件近くの児童虐待に関する相談が寄せられています。

■ 滋賀県の児童虐待相談件数と虐待種別の内訳



■ 虐待種別の内訳(平成27年度 滋賀県)



児童虐待とは…

身体的虐待

なく け たた 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など



性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など



ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など



心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で家族に対して暴力をふるう(DV) など



一人で悩まず、地域の電話相談やホットラインを利用ください

「子育てが辛い」、
「子育ての仕方がわからない」など、
あなたの子育ての悩みを話してみませんか。
地域には、あなたの話をしっかりと
聞いてくれる人がいます。

- 市こども家庭相談室(山東庁舎こども家庭課内)
☎55-8123(相談専用)
- 子どもを守るホットライン(24時間対応)
☎077-562-8996
- 彦根子ども家庭相談センター
☎0749-24-3741



児童虐待から子どもたちを守るためには、市民のみなさんの気づきが大切です。
地域での見守り・声かけなど1人ひとりの協力が子どもたちを救います。
「虐待かも?」と思ったら、☎189へお電話ください。

こんなときにはすぐお電話ください。



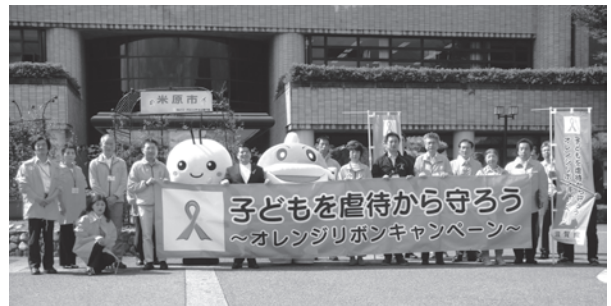
- 連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
- ☎0570-064-000でもお近くの児童相談所につながります。

児童虐待防止キャラバン隊からオレンジリボンメッセージ

10月7日、子どもを虐待から守るオレンジリボンキャンペーンの一環として、滋賀県要保護児童対策地域協議会のキャラバン隊が市役所山東庁舎を訪れ、平尾市長にメッセージの伝達とオレンジリボンの贈呈を行いました。

このキャラバン隊は、11月の児童虐待防止推進月間を中心に、虐待防止への関心を高めてもらおうと、民間・国・そして地方公共団体が一体となり、児童虐待防止の広報・啓発活動を行ってこうとするものです。

メッセージを受け取った平尾市長は「私たち一人ひとりが児童虐待防止に関心を持ち、理解を深めることが大切。家族や地域みんなで子どもたちを温かく見守り続けていきたい」と話しました。



全国一斉 「女性の人権ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力、職場での差別やセクシュアル・ハラスメント、ストーカーなど、女性をめぐるさまざまな人権問題について、法務局職員や人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料(通話料は除く)で、秘密は厳守します。

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

強化期間 11月14日(月)～20日(日)

相談時間 8時30分～19時(土・日は10時～17時)

※この期間以外にも、平日8時30分から17時15分まで、法務局職員・人権擁護委員が相談に応じています。

問 大津地方法務局 人権擁護課 ☎077-522-4673

11月12日～25日は 「女性に対する暴力をなくす運動」 期間です

暴力は、その対象や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。

特に、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。この運動を一つの機会ととらえ、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりを進めていきましょう。

問 市 人権政策課(米原庁舎) ☎52-6629 FAX 52-4539